下 総 第 1 0 号 令和4年(2022年)1月6日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様 同 大 賀 一 慶 様 同 番 川 昌 則 様 同 小熊坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通 知について

令和2年12月25日付け監査報告第22号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

観光スポーツ文化部スポーツ振興課 都市整備部交通対策課 菊川総合支所地域政策課

下関北運動公園内体育施設(3施設)について「指摘事項]

(1) 指定管理者が交付した「体育施設使用許可書」及び「体育施設使用料減免通知書」に記載された使用時間及び減免額により算定した利用料金の額と、実際に徴収した額とが一致しない事例が多数見受けられた。一致しない理由は、使用許可をした時間によらず、実際に使用した時間により算定した額を徴収したためで、使用者が許可された時間よりも実際の使用時間を短縮した場合は徴収すべき額(使用許可をした時間に基づいて算定した額)よりも少なくなり、使用時間を延長した場合は多くなっている。適正に利用料金を徴収するよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

使用許可に基づき、適正に利用料金を徴収するよう、令和3年2月18 日付け文書により指導した。

また、料金計算表の様式について、施設使用料を減免する可能性がある 箇所に引かれていた斜線を削除するとともに、担当者名記入欄とは別に確 認者名記入欄を設けたものに変更し、必ず複数人で適正に料金が徴収され ていることの確認を行うよう指導した。

[指摘事項]

(2) 連続して同一施設を使用する大会等において、使用者が翌日に使用する 荷物を置くことで当該施設を専用するため、指定管理者は「夜間保守」とい う名目で18時から22時までの4時間分の利用料金を徴収しているが、使 用許可の手続を行っていなかった。適正に使用許可を行うよう、指定管理者 を指導されたい。

(改善措置状況)

適正に使用許可を行うよう、令和3年2月18日付け文書により指導した。また指導後、現地において使用許可書の写し及び料金計算書を確認し、 適正に処理していることを確認した。

[指摘事項]

- (3) 本来徴収すべき利用料金の額よりも過大又は過少に徴収している以下のような事例があった。適正に利用料金を徴収するよう、指定管理者を指導されたい。
 - ア 減免すべきところを、減免していなかった。
 - イ 減免すべきでないものを、減免していた。
 - ウ 開館時間等以外の時間に使用しているが、1.5倍の額としていなかった。
 - エ 減免額算定に係る端数処理において、切捨てが正しいが、切り上げていた。

(改善措置状況)

適正な利用料金を徴収するよう、令和3年2月18日付け文書により指導した。

また、併せて、適正に利用料金が徴収されていることを確認するため、料金計算表の様式を変更し、確認体制を強化するよう指導した。

また指導後、変更された料金計算表を使用し、減免の有無、利用料金の計算について、適正に利用料金の徴収が行われていること現地において確認した。

[指摘事項]

(4) 指定管理者が自主事業を実施するために指定管理施設を使用する場合に おいて、全件で施設の使用許可申請等の手続を行っていなかった。適正に 事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

自主事業を実施する際の事務手続き等について失念することがないよう 任意様式を用い、セルフチェックを行うよう令和3年2月18日付け文書 にて指導した。

また指導後、自主事業の事務処理を行う際のセルフチェックシートをつけているのを確認した。

「指摘事項]

(5) 事前に書面による市の承諾を受けることなく、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に再委託している事例が見受けられた。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導するとともに、業務の履行状況の確認を徹底されたい。

(改善措置状況)

基本協定書に基づき、適正に事務処理を行うよう、令和3年2月18日 付け文書により指導した。 また指導後、報告書等で履行状況の確認を行い、適正に事務処理が行われていることを確認した。

併せて、管理運営業務に必要な事務手続等について、手続漏れがないよう双方において、基本協定書の読み合わせを行い内容を確認した。

[意見]

(1) 第一球場の自家用電気工作物の法定点検において、遮断器は平成28年の時点ですでに不適合の指摘があり、以後不適合の状況が続いていたが、ようやく今年度中に改修する予定となった。幸い現在まで事故等は発生しなかったが、感電や電気火災、または配電線への波及事故のおそれがあった。所管課は多くの体育施設を所管しており、限られた予算の中で施設の改修等を計画的に実施していると思料するものの、法定点検における不適合の改修を長期に渡って先送りにすることは不適当である。優先的な予算執行や早期の改修に向けた予算確保に努められたい。

(改善措置状況)

遮断器については、工期を令和3年3月26日までとする修繕契約を締結し、令和2年度内に改修が完了した。

今後は、早期改修に向けた予算確保及び優先的な予算執行に努める。

下関市長門町駐車場、下関市細江町駐車場、下関市赤間町駐車場について [指摘事項]

(1) 下関市駐車場の設置等に関する条例第4条第2項に「定期駐車については、定期駐車券を交付されたときに、所定の利用料金を納付しなければならない」と規定されているところ、利用料金が定期駐車券の交付日より後の日に納付されている事例があった。利用料金の納付と定期駐車券の交付を適切に行うよう、指定管理者を指導するとともに、収入状況を適時確認されたい。

(改善措置状況)

定期料金が銀行振込により納付される場合は、指定管理者の経理担当者 が入金を確認した後に交付するよう、令和2年11月18日実施の下関市 駐車場連絡調整会議において口頭で指導した。

また、利用料金の納付と定期駐車券の交付の適切な実施及び収入状況の確認については、令和2年12月から、毎月実施の連絡調整会議において、指定管理者提出の銀行口座の入出金明細及び定期駐車券の交付を証する業務日報により行っており、問題無く処理されていることを確認している。

「指摘事項]

- (2) 基本協定書第18条第2項に基づく指定管理業務の一部を第三者に委託する手続について確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理業務の実施状況等を適宜把握し、変更等がある場合は適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。
 - ア 再委託することを承認された業務の一部において、承認された 相手方と違う相手方と契約しているものがあった。
 - イ 機械警備業務の再委託先であるA社は、長門町駐車場における業務の一部をB社に更に委託しているが、一連の書類には、同業務の一部が再々委託されることの可否や、再々委託先の適否が検討された記録がなく、再々委託されることを含めて再委託の承認をしたのか不明確であった。

(改善措置状況)

ア 指定管理業務の一部を再委託する際は、市が承諾した業者と再委託契 約を結ぶよう、令和2年11月18日実施の下関市駐車場連絡調整会議 において口頭で指導した。

また、契約書の写しと再委託先を照合し、市が承諾した業者と契約していることの確認を徹底する。

イ 再委託業者が事情により一部の業務を別の業者に委託する場合は、 再々委託の承認を求める申出書を市に提出するよう、令和2年11月 18日実施の下関市駐車場連絡調整会議において口頭で指導するととも に、市においては、再々委託する内容及び業者について承認の可否を書 面にて通知するよう改善した。

また、令和3年度に指定管理者が再委託した業務については、業務が 再々委託されていないことを確認している。

「意見」

(1) 指定管理者が別の事業者に替わる場合における、販売済みの回数券及びプリペイドカードの未使用分に係る収入の帰属について、 定めがない状況であった。

同収入の帰属は、旧指定管理者は収入した金銭を払い出すことになる場合があり、また、新指定管理者はその金銭を売上とする重要な事項であるため、公募時には調整の方法や規模を明示する必要があると思料する。

当該帰属に関する調整の方法を早急に検討されたい。

(改善措置状況)

指定管理者が別の事業者に替わる場合における、販売済みの回数券及び プリペイドカードの未使用分に係る収入の帰属について検討し、令和3年 2月5日付け丙決裁にて方針を決定した。概要は次のとおりである。

下関市駐車場の指定管理者が販売した定期券、回数券及びプリペイドカードについて、指定管理者が別の事業者に交代し、旧指定管理者の指定期間満了時点で未使用金額がある場合は、旧指定管理者は当該未使用金額を新指定管理者に払い出すことにより精算し、未使用分に係る収入は新指定管理者の収入に帰属するものとする。

上記精算方法については現指定管理者と協議を行い、令和3年2月17 日付け回答書にて異議がない旨の回答を得ている。

また、第5期下関市駐車場指定管理者募集要項には、指定管理者が別の 事業者に交代した場合における未使用金額の精算方法や、公募時点の未使 用金額を明示した。

なお、交代時における未使用金額の精算は、市及び新旧指定管理者との協議により、精算する未使用金額等を明確にした引継計画書等を作成した上で、引き継ぐこととする。

下関市菊川運動公園、下関市菊川体育館について [指摘事項]

(1) 指定管理者が交付した「体育施設使用許可書」及び「体育施設使用料減免決定書」に記載された使用時間及び減免額により算定した利用料金の額と、実際に徴収した額とが一致しない事例が多数見受けられた。一致しない理由は、使用許可をした時間によらず、実際に使用した時間により算定した額を徴収したためで、使用者が許可された時間よりも実際の使用時間を短縮した場合は徴収すべき額(使用許可をした時間に基づいて算定した額)よりも少なくなり、使用時間を延長した場合は多くなっている。

また、算定された利用料金と徴収金額は一致するものの、使用許可を受けていない時間に施設利用をしている事例も見受けられた。 適正に使用許可、減免決定及び利用料金の徴収を行うよう、指定 管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対し、下関市体育施設の設置等に関する条例及び条例施行規則に基づき、使用許可、減免決定及び利用料金の徴収を行うよう、令和2年9月28日付けで文書指導を行った。

令和2年10月20日付けで指定管理者から事務改善に係る報告書の提出があり、令和2年10月の管理ミーティングにおいて、①②③の処理方

法に変更するよう職員周知が徹底され、以後適正な事務処理が行われている。

- ① 申請を受け付けた者が申請内容を口頭にて確認したのちに、利用料金を計算し受領する。
- ② 受け付けた者とは別の者が申請書に記載された使用時間に基づき、利用料金を再計算し、受領した金額に誤りがないか確認する。
- ③ 使用後に、許可した使用時間と実際の使用時間が合致しているかの 確認をする。

「指摘事項]

(2) 基本協定書第27条第1項に基づき提出された令和元年度各月の業務報告書における利用料金収入の実績と、実際に徴収した額の実績が一致しない事例が見受けられた。同協定書第28条第1項に基づき提出された令和元年度事業報告書における年間の利用料金実績と、実際に徴収した額は一致しているが、これは指定管理者が年度の途中に誤謬に気付き、最終の報告で修正したために一致したものである。

適切な報告を行うよう、指定管理者を指導するとともに、各月の 業務報告書が提出された際の確認を徹底されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対し、基本協定書第27条の規定に基づき、業務報告書を 作成し、報告内容に誤りがないよう適正な事務処理を行うよう、令和2年 9月28日付けで文書指導を行った。

令和2年10月20日付けで指定管理者から事務改善に係る報告書の提 出があり、

- ① 申請を受け付け、利用料金を受領した者が PC、帳簿、日誌に使用者、 使用時間、料金を記載する。
- ② 翌日、別の者が PC、帳簿、日誌への記載に誤りがないことの確認後に、利用料金を入金する。
- ③ 月次報告書の作成の際には、①②とは別の者が再度確認する。
- と、職員間でのチェック体制が強化され、業務報告書の内容に誤りがないよう事務処理がされている。

また、提出された各月の業務報告書については、担当、係長、課長でチェックを行っている。

「指摘事項]

(3) 指定管理者は、基本協定書第24条第6項により、備品等(I種) (市が購入又は調達し、指定管理者に貸与する物品)356品(下関市菊川運動公園129品、下関市菊川体育館227品)を台帳に記帳して管理することとされているが、台帳には取得価格3万円未満の備品等(I種)242品(下関市菊川運動公園88品、下関市菊川体育館154品)が記帳されていなかった。これは、平成30年3月31日施行の下関市会計規則の改正により、下関市が取得価格3万円未満の物品を消耗品として区分することとなったことに合わせて、取得価格3万円未満の管理物品を記帳しなかったものである。平成29年12月13日付け総第2366号による通知のとおり、基本協定に基づく備品の定義と同規則の備品の定義とは必ずしも同一である必要はなく、基本協定書で備品等(I種)に区分されている限り、同区分の物品として台帳に記帳する必要がある。

適正に物品管理を行うよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、現在指定管理者が備えている備品等(I種)の台帳は、基本協定締結時に備品等(I種)に区分された356品を出発点とし、その後の加除が反映されたものに直されたことを確認した。また、指定管理者において改めて備品の有無についても再確認が行われ、適正に物品管理がされていることを確認した。

以上